

【自動車検査独立行政法人よりお知らせ】

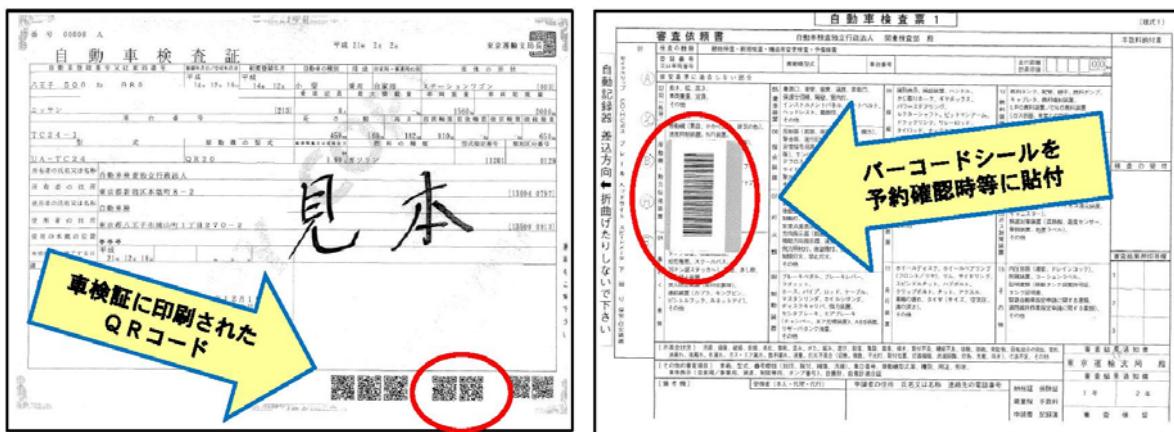
自動車検査の高度化を実施しています！

平成22年2月1日から実施中です

2月1日より、午後のラウンドの継続検査車両を対象に実施します。

【対象自動車】

貨物自動車（QRコードのある1・4・8ナンバー車両）



【お願い】

- ※ 検査コースを退出する際は、検査の合否にかかわらず、必ず総合判定ボックスで検査結果の確認を受けて下さい。
- ※ 検査不合格の場合には、不合格情報を付しますので再入の際にはこれも提示して下さい。

▽詳しくは下記にお問い合わせ下さい▽

関東検査部 山梨事務所

TEL 055-261-7601
FAX 055-263-7607



自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

【自動車検査の高度化の概要】

1. 検査の高度化ってなんですか？

- ・検査結果などの情報を電子的に記録・保存するものです。



2. それによって何ができるのですか？

- ・二次架装などの不正改造車を排除します。
- ・リコールにつながる車両不具合情報の収集ができます。
- ・不正な受検を防止する仕組みを強化します。
- ・将来的には、自動車の点検・整備など保守管理に役立つよう、検査結果をより詳細に情報提供します。



3. 検査の受け方が変わりますか？

- ・受検車両と検査結果を関連付けるため、検査票にバーコードシールを貼付する必要があります。（バーコードシールは受付時に貼付します。必要に応じて受付前に事前に貼付することも可能です。）
- ・不合格時も検査コースを退出する際は、必ず総合判定BOXで検査結果の確認を受けてください。（再入場や限定検査証の交付時に必要な不合格内容を記載した審査結果通知書を交付します。）



4. どこの検査場で実施しますか？

次の検査場で実施します。

- ・関東地区：関東検査部、練馬、足立、八王子、多摩、茨城、土浦、栃木、佐野、群馬、埼玉、熊谷、所沢、春日部、千葉、習志野、野田、袖ヶ浦、神奈川、川崎、湘南、相模、山梨
- ・中部地区：中部検査部、豊橋、西三河、小牧、岐阜、静岡、浜松、沼津、三重、四日市

5. スケジュールを教えて下さい。

- ・最初に平成22年2月1日からの1ヶ月間、午後のラウンドの継続検査において、QRコード（本施設の端末機で車台番号等の車両情報を読み取るためのものをいい、平成20年11月4日以降に交付を受けた検査証に印刷されています。以下同じ。）が検査証に印刷されている貨物車を対象に実施します。
- ・平成22年6月は、継続検査についてはQRコード付の貨物車を終日実施します。新規検査についても車台番号等の車両情報が事前入力された車両について、試行的に実施します。
- ・その後も対象地域、対象自動車、検査時間帯等を順次拡大していきます。



自動車税センターから納税証明書ご用意のお願い

毎年、2月～3月31日にかけては、自動車の継続検査件数が増加する時期です。継続検査の際は、お客様からお預かりした自動車の整備とともに、自動車税納税証明書（継続検査用）もご用意いただき、受検がスムーズに進むようお願いします。
なお、次の場合は納税証明書のご用意がないと継続検査が受検できませんので、ご注意ください。

1 他県ナンバー又は他県からの転入車両の継続検査を受検する場合

『他県ナンバー』及び『他県からの転入車両』とともに、平成21年度自動車税を課税した他の都道府県が発行する自動車税納税証明書（継続検査用）が必要です。

他の都道府県が発行した納税証明書がない場合は、継続検査を受検することができません。

必ず、自動車税納税証明書（継続検査用）のご用意をお願いします。

【ご注意】

お手元に継続検査用納税証明書がない場合は、継続検査を受検する前に平成21年4月1日時点で付けていたナンバーの都道府県に問い合わせて継続検査用納税証明書の交付を受けてください。（郵送による交付の場合は手元に届くまでに日数がかかりますので、早めに問い合わせ願います。）

なお、「他県からの転入車両」は継続検査証などで、転入の有無や転入前ナンバーをご確認のうえ、問い合わせをお願いします。（古い自賠責保険の書類でも転入前ナンバーの確認ができる場合があります。）

2 山梨県の自動車税を銀行等で納付後、2週間以内に受検する場合

金融機関等で山梨県の自動車税を納付した場合、自動車税センターのコンピューター画面に表示されるまでに、4日から最長で2週間ほど時間を要する場合があります。

この場合の継続検査は、納税確認が長時間になったり、**納税確認ができない場合は、継続検査が受検できなくなります**ので、事前に自動車税領収書原本のご用意をお願いします。

【ご注意】

継続検査の受検前2週間以内に納税があった場合は、お客様から自動車税の領収書原本（コピーやFAXでは、納税確認できません。）をお借りして自動車税センター納税確認窓口に提示いただけるようお願いします。

【上記に関する問い合わせ先】

山梨県自動車税センター 自動車税課 管理担当
住所：〒406-8558 笛吹市 石和町 唐柏 1000-4
電話番号：055-262-4662
FAX番号：055-263-2421
納税証明書ホーリー：http://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/jidosha_nozeikakunin.html